

# 婚姻届

令和 4 年 4 月 5 日 届出

富山県黒部市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号	第 号				
送付 令和 年 月 日	第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票	住民票	通知

生年月日は和暦で記入してください。長印

(1) 氏名	夫 になる 人		妻 になる 人	
	めいすい 氏	たろう 名	くろべ 氏	はなこ 名
生年月日	平成 8 年 5 月 10 日		平成 13 年 11 月 7 日	
(2) 住所	富山県黒部市三日市 725 番地		夫に同じ	
	世帯主の氏名 名水 一郎		世帯主の氏名 夫に同じ	
(3) 本籍	富山県黒部市三日市		富山県黒部市生地	
	725 番地 番		1000 番地 1 番	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 <small>(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)</small>	父 山田 二郎	続き柄 長 男	父 黒部 三郎	続き柄 二 女
	母 名水 桜子	続き柄 養 子	母 黒部 梅子	続き柄 養 女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の回の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かなくてください)		
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	富山県黒部市三日市 1301 番地 番		
(5) 同居を始めたとき	令和 3 年 6 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚	<input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 離別
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/>	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		
(8) 夫妻の職業	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
その他	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯		
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	6. 仕事をしている者のいない世帯		
妻は未成年につき、この婚姻に同意する。	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
父 黒部 三郎 (署名)	住所 富山県黒部市生地 1000 番地	昭和 39 年 9 月 3 日生		
母 黒部 梅子 (署名)	住所 同上	昭和 40 年 7 月 1 日生		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 名水 太郎 印		妻 黒部 花子 印	
事件簿番号				

## 記入の注意

届書は1通で差しつかえありません。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	名水 一郎 印
生 年 月 日	昭和 34 年 6 月 1 日
住 所	富山県黒部市三日市 725 番地
本 籍	富山県黒部市三日市 725 番地 番
	富山県黒部市生地 1000 番地 1 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

婚姻届と同時に住所変更する場合は、新しい住所を記入してください。(市外に転出する場合を除く)

※別途、住所異動の手続き(住民異動届)が必要です。

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書き

「夫の氏」の場合は、夫、「妻の氏」の場合は妻が筆頭者になります。

婚姻後、夫婦で新戸籍を作ります。希望する本籍地を記入してください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはくまれません。本籍とすることができるのは、現在存在する地番です。アパート名は含みません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

国勢調査年のみ記入が必要です。

未成年者の場合は父母の同意が必要です。

(5)結婚式をあげておらず、同居もしていない場合は空欄のまま。その他欄に「結婚式をあげておらず同居もしていない。」と記入してください。

※押印は任意